

時・平成 22 年 3 月 29 日（月）
於・農林水産省 7 F 講堂

食料・農業・農村政策審議会
平成 21 年度第 7 回畜産部会議事録

目 次

	ページ
1. 開 会	1
2. 部会長挨拶	1
3. 副大臣挨拶	1
4. 資料説明	2
5. 意見交換	14
6. 閉 会	27

1. 開 会

○原田畜産企画課長

それでは、定刻になりましたので、ただ今から食料・農業・農村政策審議会平成 21 年度第 7 回畜産部会を開催させていただきます。皆様方におかれましては、御多忙のところ、また早朝から御出席いただきましてありがとうございます。鈴木部会長に一言御挨拶をいただいた上で議事をお進めいただきますので、よろしく願いいたします。

2. 部会長挨拶

○鈴木部会長

皆様、おはようございます。本部会では、2月に平成 22 年度畜産物価格を決定いただきました。その後、先週には農業全体の食料・農業・農村基本計画につきまして企画部会の最終案がまとまり、本日午後に、こちらにも出席いただいている林会長の下で、本審議会の答申という運びになっております。これを受けまして、畜産・酪農の基本方針についての議論も本格化するということですが、基本計画の方向性をブレイクダウンする形で、生産者の皆さん、メーカーの皆さん、消費者の皆さん、色々関係の皆さんにとって 10 年後に向けての明確なメッセージを提示できるように、よろしくご議論いただきたいと思います。

本日は、直接本文について議論を行う訳ではございませんが、これまでの畜産部会の中で皆さんから色々論点としてお出しいただきました点につきまして、事務局の方で資料も準備していただいておりますので、その論点を議論していただくことになろうかと思っております。今日は、よろしく御議論の程お願い申し上げます。

○原田畜産企画課長

ありがとうございました。

本日の出席状況ですが、神田委員、秋岡委員、小野委員、杉本委員、飛田委員、松木委員におかれましては、所用によりまして御欠席とのことでございます。規定によりまして、部会は委員及び議事に関係のある臨時委員の 3 分の 1 以上が出席しなければ、会議を開き議決することができないとされておりますが、全体で 20 名の内 14 名が出席されておりますので、成立しております。

続きまして、資料の確認です。本日配付しております資料につきましては、資料一覧の通りでございます。不足がある場合には事務局までお申しつけ下さい。

それでは、鈴木部会長、よろしく願いします。

3. 副大臣挨拶

○鈴木部会長

それでは、本日は山田副大臣が御出席されておりますので、まず、山田副大臣から御挨拶をいただきたいと思っております。よろしく願い申し上げます。

○山田副大臣

おはようございます。皆様方には、本当に御苦勞様でございます。今、私どもも、食料・農業・

農村基本計画を企画部会の皆さんと与党の若い元気な連中、今いっぱいいるのですが、大激論を交わしながらようやくまとめて、今日、大臣から所信を表明させていただきますが、そこまで来ることができました。

また、先日、加工原料乳補給金単価や、限度数量、畜産の子牛や豚の色々な畜産対策を、畜産部会の意見もお聞きしながらまとめることができました。いよいよこれから10年後の日本の畜産を、政権交代してどう考えて、どうやっていくかという大きな問題を、皆様方にしっかり御議論いただければと思っております。

実は私も若い頃畜産をやっております、牛を400～500頭、豚を年間8,000頭ぐらい出荷して、とうとう自分で肉屋も6店舗やまして、県庁内で牛井屋までやった経験があり、畜産に対しては大変思い入れがございます。地方で公共事業が減っていく中、農業の中で雇用を支えるのは畜産ではないかと私も日頃から思っております、畜産の日本におけるあり方をどういう形で整えていくか。酪農にしても、牛乳の消費量はどんどん減っております。それに対して、チーズとか乳酸菌飲料などに置き換えるとか、色々な工夫もしておりますが、それだけではないのではないかと。よく牧場に行きますと、あそこで飲む牛乳は美味しい。ところが、スーパーで買う牛乳はあまり美味しくないのではないかと、そんな気がするのですが、昔の低温殺菌の牛乳、いわゆる牧場の味のよような牛乳の消費、そういったものがあって良いのではないかと。スーパーカウだけではなく、ジャージーとか多様な畜産の形態があつて良いのではないかと、私どもはそういう方向で野党時代から議論してまいりました。

野党時代にも、酪農、畜産、色々やってまいりましたので、私ども政権交代して、そのような党の意向もまた皆様方にもお伝えさせていただきながら、しっかりと10年後の畜産・酪農を考えて答申していただきたいと思っております。大変御苦勞様でございますが、どうかよろしくお願いいたします。

○鈴木部会長

山田副大臣、どうもありがとうございました。

なお、本日も明治乳業様の御厚意で牛乳を提供いただいておりますので、御紹介させていただきます。ありがとうございます。

4. 資料説明

○鈴木部会長

それでは、早速、議事の方に入りたいと思っておりますが、本日は、まず初めに、企画部会の方で議論してまいりました「食料・農業・農村基本計画（案）」について説明をしていただきます。次に、酪肉近基本方針の見直し等に向けての御議論をいただく訳ですが、先程申し上げましたように、これまでの畜産部会での議論を踏まえて準備いただいております補足資料を説明していただきたいと思っております。さらに、家畜改良増殖目標の検討状況についても説明していただき、御議論いただく予定でございます。12時を目処に終了したいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、まず、基本計画の方でございますが、酪肉近等の取りまとめにつきましては、この基本計画の下で行うという形になりますので、先程申し上げましたように、25日の企画部会におきまして、企画部会としての案を取りまとめた形になっております。それで、本日の午後、本審議会へお諮りすることになっておりますので、この内容につきまして事務局から説明をお願いしたいと

思います。

○山根畜産総合推進室長

畜産総合推進室長でございます。参考資料2と参考資料3でございますが、まず参考資料2、先日25日に使われました企画部会の資料ということで、「食料・農業・農村基本計画（案）」がございました。

ページを開きまして畜産を中心に説明させていただきますが、まず、全体の大まかな総論として、4ページを御覧いただきますと、「第1 食料、農業及び農村に関する施策についての基本的な方針」というのがございます。その下に「1. 食料、農業及び農村をめぐる状況を踏まえた政策的な対応方向」といたしまして、まず「(1)再生産可能な経営を確保する政策への転換」という柱立てがなされております。その次に「(2)多様な用途・需要に対応して生産拡大と付加価値を高める取組を後押しする政策への転換」という柱立てがなされております。ここの項目は、5ページでございますが、上から4行目のところで酪農についても若干の記述がございます。それから、その中段辺りに「(3)意欲ある多様な農業者を育成・確保する政策への転換」、その次に「(4)優良農地の確保と有効利用を実現し得る政策の確立」とございまして、7ページに「(5)活力ある農山漁村の再生に向けた施策の総合化」、その下に「(6)安心を実感できる食生活の実現に向けた政策の確立」ということになっております。

8ページに参りますと、下の方に2.として「新たな潮流に対応した可能性の追求」ということで、ざっと御覧いただきますと、11ページまでに渡って5つの柱立てがなされております。

それから、3.としまして「政策改革の視点」というのが11ページの下にございますが、ここにつきましても3つの柱立てがなされておまして、それを踏まえて、13ページの上の方に「4.新たな理念に基づく食料・農業・農村政策の一体的展開」としまして、「(1)戸別所得補償制度の導入」、「(2)『品質』、『安全・安心』といった消費者ニーズに適った生産体制への転換」、右に参りまして、「(3)6次産業化による活力ある農山漁村の再生」。全体として、総論としてはこういう構成になっております。

次のページを開きますと、「食料自給率の目標」でございますが、この15ページの下から6行目でございますけれども、供給熱量ベースで平成20年度41%を50%まで引き上げる。その後ろの文章ですが、野菜・果実や畜産物等の生産活動をより適切に反映する生産額ベースの目標としまして、平成20年度65%を70%まで引き上げるということになっております。

その右側の16ページで、「食料自給率向上に向けた取組」としまして色々書いておりますが、上から6行目のところ、飼料用米については、不測の事態の食料安全保障にも資するということが書いてございます。また、畜産物についての飼料自給率の向上にも取り組む必要があるという記述もございます。

40ページに飛んでいただきますと、各品目ごとの「生産数量目標と克服すべき課題」がございました。中程に飼料用米がございました。これにつきましては、平成20年度0.9万トンという生産でございましたが、調整水田等を有効に活用することによりまして、平成32年度には70万トン生産という目標が立てられております。この右の欄には、この目標実現のために克服すべき課題が記載されているところです。

次に、41ページの下の方に畜産物がございました。まず、生乳ですが、真ん中の欄の平成20年度生産量795万トンのところ、32年度目標としては800万トンとなっております。現行計画では27年度目標は928万トンとなっております。しかしながら、皆様御承知の通り、近年の飲用牛乳等の

需要の著しい減少等によりまして、生乳需要は減少傾向にございます。そのトレンドのまま推移したとすれば、平成 32 年度の生乳生産量は約 750 万トンという試算もあるところで、928 万トンに比べて大きく減少するというところでございます。

しかし、それをそのままそのトレンドに任せるということでは、酪農生産基盤の維持が図れないということで、飲むことだけではなく食べることに重点を置いて消費拡大を行うといったことや、輸入チーズに置き換えるためのチーズ向け生乳の供給拡大対策、また 6 次産業化による国産ナチュラルチーズの高付加価値化の推進など、牛乳・乳製品の需要の掘り起こしを強力に促進するという意欲的な努力を前提に、32 年度の生産数量目標を 800 万トンに設定しているところでございます。

その下に牛肉がございまして、これにつきましては、平成 20 年度生産量 52 万トンと 32 年度でも維持するとしております。この 52 万トンにつきましては、現行の計画における平成 27 年度目標の 61 万トンと乖離しております。この平成 27 年度目標につきましては、国内 B S E 発生からの需要の回復を意欲的に見込んでいたところでございますが、実際には景気の低迷や消費者の健康志向等により、需要が伸びないという状況にあります。

こうした中で、新しい平成 32 年度生産数量目標につきましては、1 人当たりの需要もございまして、人口が 4 % 減ということで、これを踏まえると、牛肉の総需要量は減少すると見込まざるを得ないということでございますが、これも国内生産基盤を維持するという重要性を踏まえまして、消費者ニーズに対応した特色ある牛肉生産による消費拡大を積極的に推進することで、現在の生産水準の 52 万トン確保すると設定したものでございます。

その下、豚肉、鶏肉、鶏卵につきましても、人口の減少による総需要量の減少も織り込んで設定したものでございます。

また、42 ページの最後のところの飼料作物では、作付面積の拡大と単収の向上によりまして、平成 20 年度 435 万 T D N トンのところ、32 年度には 527 万 T D N トンに拡大すると設定してございます。

こうしたことで、飼料自給率につきましては最後の 43 ページの一番下でございますが、平成 20 年度で 26 % のところを、平成 32 年度では 38 % という目標を立てているところでございます。

ページを戻っていただきまして 17 ページでございますが、第 3 としまして「食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策」ということでございます。まず(1)として「食の安全と消費者の信頼の確保」ということでございますが、このうち下のアにおきましては、G A P について記述がございまして。

また、18 ページのイは H A C C P に関する記述ということで、下に行っていただきまして、エの 4 行目でございますが、後半のところ、「米穀等以外の飲食料品についても、・・・その結果に基づいて制度的な対応措置を講じる。」という記述がございまして。

また、その下の③の「食品に対する消費者の信頼の確保」では、2 行目の最後のところですが、「加工食品における原料原産地表示の義務付けを着実に拡大する。」という記述がなされています。

飛んでいただきまして 22 ページから戸別所得補償制度についての記述がされております。この中で 23 ページの「②戸別所得補償制度の本格実施」というところでは、「畜産・酪農については、現在講じている畜種ごとの畜産経営安定対策の実施状況等を踏まえ、畜産・酪農所得補償制度のあり方や導入時期を検討する。」という記述がされているところです。

24 ページの(2)、6 次産業化のところに行っていただきまして、①では、「生産・加工・販売の一体化」の取組について記述がございまして。

また、25 ページに参りますと、④で例えば輸出促進の記述もございます。

25 ページの下の(3)でございますが、「意欲ある多様な農業者による農業経営の推進」ということで、27 ページの中段辺りで、③として「作業を受託する組織の育成・確保」としまして、コントラクターや酪農ヘルパー等についての記述がなされています。

本文については以上でございますが、その次に参考資料3がございまして、これは基本計画の参考資料という位置付けになっております。簡単に紹介させていただきますと、右下に通し番号を打っておりますが、通し番号の22 ページを御覧いただきますと、「農業経営の発展のための展望モデル(案)」がございまして、これは戸別所得補償制度の導入等によりまして、意欲あるすべての農業者が農業を継続できる環境が整えられるということを前提に、農業者が経営発展を目指す際の参考として活用できるよう、新しい基本計画に対応した多様な経営発展の方向と具体的な取組を例示的に示したものと承知しております。

23 ページのⅠからⅢまで、新しい基本計画に対応した経営発展の方向が書かれております。これを基にしまして、例示として個別モデルがございまして、24 ページをお開きいただきますと、例えばⅠの⑩で、肉用牛の肥育に関しまして、国産の低・未利用飼料資源の活用、一貫経営による肥育牛の早期出荷、低コスト生産という一つの例示としてのモデルが掲げられております。

Ⅱに参りますと、⑥で、酪農家によるチーズ加工の取組という記述がなされておりますし、その下に肥育豚につきまして、集団化によるブランドの確立と直接販売、こういう取組があるのではないかとございまして。

さらに、その下でございますが、「Ⅲ 意欲ある多様な農業経営の推進」のところですが、「⑤ 作業の外部委託化と経営基盤の強化」ということで、肉用牛の繁殖について記載されております。

この具体的なイメージにつきましては、ざっと御覧いただきますと、例えば 34 ページをお開きいただきますと、先程の肥育牛の取組についてイメージが書かれております。

ちょっと駆け足で恐縮ですが、40 ページに酪農家のチーズ加工、41 ページに豚の関係がございまして、46 ページに肉用牛の繁殖についての記述がございまして。

更に、通し番号で 61 ページまで行っていただきますと、「所得の増大に向けた主要品目における対応方向」という資料がついてございまして、ここにおきましても、飼料作物や畜産物——畜産物は 64 ページのところがございますが——についての、記述がなされているところです。

基本計画の関係、駆け足で恐縮ですが、以上でございます。

○鈴木部会長

ありがとうございました。

なお、今説明いただきましたこの案の文章は、企画部会に修正案として提出されたもので、その後、若干でございますが、最終的には部会長一任で修正をさせていただいた形になっているところがございますので、その主な点だけちょっと紹介させていただきます。

1 つは、15 ページの食料自給率の目標のところ、10 行目ぐらいに「1 億 2 千万人の国民を養う」云々というところがありますが、「国民に対する国家の最も基本的な責務として、食料の安定供給を将来にわたって確保していかなければならない。」この文章は基本になる重要な部分でございますので、これを 1 ページの「まえがき」の『「経済力さえあれば自由に食料が輸入できる」という考え方から脱し切れていない。」という部分の後に移動させております。

それから、37 ページの団体についての記述につきましては、誤解を招く表現を修正しております。

もう1点、これは皆さんも一番気になっておられるのではないかと思います、23ページの戸別所得補償制度の本格実施につきまして、最終的な案からは「平成23年度」という表現が取れております。ですが、これは政府部内の文言の調整で、実質的に意図していることは全く変わらないということで、内容が後退した訳ではないということをぜひ御理解いただきたいと思っております。

それから、基本的には、2ページの下から10行目ぐらいの『国民全体で農業・農村を支える社会』の創造とか、農業政策を「国家戦略の一つとして位置付け」て、これから政策をやっていくというような、かなり力強いメッセージが組み込まれた基本計画（案）となっているのではないかと考えております。

若干補足説明をさせていただきました。

それでは、引き続きまして、補足資料の説明をお願いしたいと思います。

まず、牛乳乳製品課長からお願いします。

○倉重牛乳乳製品課長

牛乳乳製品課長でございます。私からは、資料3と書かれている補足資料のチーズの関係と乳脂率の関係について、まず説明をさせていただきたいと思っております。

まず、資料の1ページをお開きいただければと思っておりますけれども、チーズにつきましては、この前議論いただきました平成22年度の対策でも、その需要の拡大を図っていく、供給の拡大を図っていくとしているところでございますが、その際、我が国においてチーズがそもそもどういう位置付けにあるかという議論がございましたので、若干の歴史も踏まえて説明をさせていただきたいと思っております。

我が国のチーズの生産は、明治8年には北海道開拓庁でチーズの試作が行われていた訳ですが、戦前の生産量というのは非常に限られておまして、我々の調べたところによりますと、昭和15年の262トンというのが最大でございました。第2次大戦後の生活様式の洋風化や昭和30年代には学校給食に取り入れられたということで本格的な消費が始まりまして、昭和40年代の後半にはスライスタイプのチーズの開発などによって、プロセスチーズが主として順調に拡大をしてきたところでございます。現在でも、我が国におけるチーズの消費量の半数弱はプロセスチーズでございまして、これはナチュラルチーズの消費が中心のヨーロッパとは異なる構造になっております。

ここで、プロセスチーズとナチュラルチーズというのはどう違うかということでございますが、この1ページの下に、若干字は小さいですが、解説を載せさせていただいております。ナチュラルチーズというのは、乳に乳酸菌等を加えて固めたもの、またはそれを熟成させたものということで、乳酸菌や酵母は生きていますので、熟成とともに風味が変わるということ、食べ頃があるということでございます。一方、プロセスチーズといいますのは、1種または2種以上の今申し上げましたナチュラルチーズを加熱して溶かして、乳化・成型したものであるということで、加熱によって乳酸菌や酵素の働きが止まりますので、風味が一定し、保存性が高くなるという特徴がございます。

この1ページのグラフを御覧いただければお分かりいただけると思っておりますけれども、これは昭和48年からの数字でございまして、当初はこのプロセスチーズ、赤い方が多数を占めておりましたが、昭和63年度に初めて直接消費用のナチュラルチーズの消費量がプロセスチーズの消費量を上回るということで、平成20年には、全体の消費量としては約24万トンとなっております。赤い方よりも青い方、プロセスチーズよりナチュラルチーズの方が多くなっている訳でございまして、その消費量に占める輸入物の割合は、ここにご覧のとおり、プロセスチーズにつつま

しては 56.1 %、直接消費用のナチュラルチーズは 84.5 %ということになっております。

次のページをお願いいたします。2 ページでございますが、左上の円グラフを御覧いただきますと、輸入ナチュラルチーズのうち約 66 %が直接消費用となっております、残りの 34 %がプロセスチーズ原料用となっております。この直接消費用がどのような内訳になっているかということですけれども、直接消費と申し上げましても、実際に家庭で直接消費される家庭用というのは 36.6 %となっております、残りの 3 割ずつは業務用、加工用となっております。

一方、国産の直接消費用ナチュラルチーズにつきましては、その下の棒グラフにありますように、約 8 割が家庭用となっております、P C 原料以外の加工用、業務用というのは 2 割程度の利用になっております。

加工用、業務用、家庭用と申し上げましたけれども、具体的にはどういう用途かと申し上げますと、その左下の括弧の中にございますけれども、加工用は製菓や製パン、生地への練り込みや冷凍食品でございます。業務用は、宅配ピザの上に乗っているチーズ、家庭用は、カマンベール等、家庭で食べるチーズでございます。以上が直接消費用ナチュラルチーズの仕向け先でございます。

このように、輸入と国産では比率も異なりますので、今後のチーズの政策として、一つの柱が輸入品を国産ナチュラルチーズに置き換えていこうということでございますけれども、それぞれの用途に分けて考えを示したものが 3 ページでございます。

まず、家庭用につきましては、直接消費用の輸入ナチュラルチーズの約 3 分の 1 を占めますけれども、ここにつきましては、この資料の一番右にあります通り、国産ナチュラルチーズの商品開発や色々な技術が重要でございますので、指導者の養成の研修や製造技術向上に必要な器具機材の整備ということを行っていくことが必要だと思っております。次に、輸入品に対する競争力が高いフレッシュチーズ、これは非熟成タイプですけれども、そういうものの供給拡大や、先程の副大臣の御挨拶にもございましたように、各地の特性を生かして差別化した商品の開発や、和食との組み合わせ等、日本ならではの食べ方の提案ということをしていくことが重要だと思っております。

一方、家庭用以外の業務用、加工用につきましては、コストが非常に重要になってきますので、この部分につきましては生産量を拡大して、工場の稼働率を向上させることによる製造コストの低減や、生産量の拡大によって、品質が安定した商品を年間を通じて安定供給すると。年によって供給量が減ったり増えたりするというものでは困るということもございますので、年間を通じた安定供給が必要だということと、先程も申し上げましたけれども、フレッシュチーズの供給拡大、高付加価値化、商品開発ということが重要であると思っております。

以上、チーズにつきまして、消費構造を背景として今後、供給拡大の事業や高付加価値化の事業等を行っていく訳でございます。

次に、乳脂率の問題につきましては 4 ページ以降でございますが、3 つの観点から説明させていただきたいと思っております。1 つ目の観点というのは家畜改良や乳牛の飼養の観点、2 つ目は原料の供給との観点、つまり牛乳・乳製品の処理・加工でございます。あとは消費の観点でございます。

まず、家畜改良と乳牛飼養の観点につきましては、畜産技術室長から説明させていただきます。

○菊地畜産技術室長

畜産技術室長の菊地でございます。それでは、乳脂率・乳量と乳牛の体の生理について簡単に説明させていただきます。

4 ページの上段の表でございます通り、乳脂率の向上につきましては、牧草に多く含まれる消化

しやすい繊維の給与により生じる酢酸や酪酸発酵が有効で、乳脂率の向上には良質な牧草の給与が必要でございます。一方で乳量の増加につきましては、エネルギー源が多い濃厚飼料の給与が必要でございます。ただし、濃厚飼料の多給につきましては、乳脂率の低下を招くという恐れもあります。酪農家の方々が乳量と乳脂率の両方を高い水準にして収益性を向上させるためには、牧草と濃厚飼料をバランス良く給餌することが重要でございます。実際、左側のグラフにある通り、青線で示した乳脂率は、近年は横這いないし微減傾向で推移しておりますけれども、昭和 55 年の 3.5 %強から 4 %弱に増えておりますし、また、黄色い線で示した乳量につきましても、約 5,000 キロから 8,000 キロに増えている状況でございます。

その背景の一つとしましては、真ん中のグラフを御覧いただきたいと思っておりますけれども、家畜の改良の効果が挙げられると思っております。グラフの横軸が牛の生まれた年で、乳脂率は平成 7 年頃までは遺伝的能力が増加傾向にあり、乳脂率の向上を支えてまいりましたが、その後は減退傾向にございます。図の下の注 2 に記載してある通り、その年に誕生した牛の遺伝的能力が実際の生乳生産に反映されるまでには、数年を要しますので、この減退の影響が最近になって現れているのではないかと考えております。

もう 1 つの背景といたしまして、給餌形態の変化がございます。右のグラフを御覧下さい。青色で示した濃厚飼料の給与割合については、年によって多少上下はありますが、概ね微増傾向で推移しております。また、黄色で示した牧草給与につきましても、わずかながら増えております。また、ここでは示しておりませんが、輸入牧草利用も、価格面や利便性の観点から相まって増加しているというような状況でございます。

さらに、定量的にはお示しできませんでしたが、昭和 60 年代以降にロールベールラップサイレージの技術ができた訳ですが、そういったものの普及によりまして、天候に応じて乾草、サイレージ、そういったものを作り分けることができるようになりまして、天候の影響を受けにくい飼料生産が可能になった訳でございます。このような粗飼料の品質向上のための収穫・調整技術の普及ということも、これまでの乳量、乳脂率の向上を支えていると考えております。

このような中で乳脂率を見直した場合どうなるかということでございますけれども、酪農家の方々が飼料の給与構成を工夫できる余地が大きくなるかなど。例えば放牧の場合、春から夏にかけて生草中の繊維分が低下しまして乳脂率が低くなる訳ですが、そうしたことを余り心配する必要がなくなりますので、放牧に取り組みやすくなるというような可能性もあるのではないかと考えております。

いずれにいたしましても、牛の生理上、粗飼料の給与というのは必須で、飼料自給率の向上に向け、コントラクター組織の育成や、稲発酵粗飼料の生産振興、青刈りトウモロコシの普及推進、そういったことに幅広く努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○倉重牛乳乳製品課長

引き続きまして、第 2 の観点と第 3 の観点についての説明をさせていただきます。まず、生乳が酪農家から出荷された後の牛乳・乳製品の処理・加工の観点から説明を申し上げます。

生乳の中には、水分の他、乳脂肪分とそれ以外の乳たん白や乳糖などの無脂乳固形分と呼ばれる成分が含まれております。生乳の用途といたしまして、牛乳、バター等色々ある訳ですが、牛乳につきましては、加熱処理だけで乳成分を変化させることなく製造される訳ですが、その他の乳製品につきましては、遠心分離や濃縮・乾燥などの工程を経て様々な製品に加工されると

ということで、乳成分の含有量というのは最終製品の種類によって大きく異なっております。

5 ページの左側にある図を御覧下さい。生乳が牛乳、バター、脱脂粉乳、生クリーム等様々な用途に仕向けられる訳ですけれども、100 グラム当たりの色々な成分の含有量を見ますと、例えば乳脂肪分では、牛乳については 3.8 グラムに対しまして、バターは 81 グラム、チーズは 29 グラムとそれぞれ異なっております。無脂乳固形分につきましても、例えば脱脂粉乳については 95.2 % に対しまして、牛乳は 8.8 % 等々と、製品によってかなり異なっているということでございます。

近年、飲用牛乳の需要が減少傾向にある訳ですけれども、乳製品の需要は増加傾向にございます。その右の「飲用及び乳製品需要の推移」というグラフがございしますが、都府県については飲用牛乳向けが主体となっております。西日本の南の方では、一般に夏場の放牧時に乳脂率が一時的に基準を下回るケースがある。また、北海道については加工向けが主体となっているわけですけれども、余りこのようなケースはないと承知をしております。

これは一般的な仕組みですけれども、仮に生乳中の乳脂肪分を減少させますと、牛の生理上、乳脂肪分だけではなくて乳たん白や乳糖などの無脂乳固形分量も減少するということですので、乳脂肪分のことを考える場合には、牛乳・乳製品の原料としての乳成分全体の供給量のことにもよく考える必要があると考えております。

乳脂肪分の基準の見直しについては、先程の畜産技術室長からの説明にありました通り、酪農家にとっては乳牛の飼養管理の面で色々な選択肢が増えるということがございますけれども、それに加えて、牛乳・乳製品全体の製造にどのような影響があるかということも十分に検証していくことが大事であると考えております。

次に、6 ページです。消費・取引等の観点から乳脂肪率がどういう論点を持つかということについて説明させていただきます。今まで乳脂率の基準と申しておりますが、前回の資料で申し上げました通り、3.5 % という基準というのは国が決められているものではなく、生産者団体と乳業者が自主的に決めているものです。国では乳脂率について何か基準があるかと申しますと、食品衛生法に基づく乳及び乳製品の成分規格に関する省令というのがございまして、普段乳等省令と呼んでおりますが、ここに基準がございまして、この乳等省令においては、牛乳といいますのは、乳脂肪率が 3.0 % 以上と定義をされているところです。

従って、先程申し上げました乳業者と団体が自主的に決めている基準の 3.5 % を下回る牛乳を牛乳として販売することは可能でございます。ただ、現状におきましては、3.5 % を超えているものが多いということでございます。今申し上げたことを簡単に図にしたのが、6 ページの左上の「主な種類別の成分規格」という図でございます。右端の方に、3.0 % の横下に円柱がございまして、そこに牛乳というのがございまして、これは成分を除去しないものですが、その左あるいは右に矢印が出ておまして、何らかの成分を除去すると成分調整牛乳となる。乳脂肪分を除去するのが左の方の矢印で、水分を除去すれば乳脂率は上がる訳でございますけれども、これも成分調整牛乳ということでございます。その成分調整牛乳の中には、乳脂率が 0.5 ~ 1.5 % の低脂肪牛乳と、0.5 % 未満の無脂肪牛乳がございまして、

その中で、牛乳の販売状況についてでございます。その右を御覧いただくと、販売されている牛乳等の中で 87 % は成分無調整牛乳で、約 13 % が成分調整牛乳でございます。この成分調整牛乳の 12.7 % の部分が近年伸びている訳でございますが、当方の調べによりますと、この中での売れ筋は、乳脂率が 1.6 ~ 2.9 % のものです。この横のグラフにもございますように、約 64 % を占めているということでございます。

このような形で、スーパーなどに行ってみてもこの通りでございますけれども、成分無調整牛乳から成分調整牛乳としての低脂肪牛乳、または無脂肪牛乳、逆に脂肪分が高い牛乳など、様々な商品が今、店頭に並んでいる訳です。しかし、先程申し上げましたように一番の売れ筋というのは1.6～2.9%のところですので、乳脂肪分の基準というのを仮に多少引き下げた場合でも、低脂肪牛乳を作る過程では、乳脂肪を一定量除去する工程はいずれにしても必要となってくるということだと思っております。

以上、乳脂率について3つの観点から説明を申し上げます。以上です。

○富田食肉需給対策室長

続きまして、食肉鶏卵課需給対策室長の富田でございます。7ページから、牛肉の脂肪交雑と、それに関連した状況について説明させていただきます。

まず、肉用牛の格付状況ですけれども、下の図－1を御覧下さい。黒毛和種ですが、5等級あるいは4等級といった高規格のものが約6割を占めるという状況になっております。図－2は交雑種でございますけれども、ここでは2等級あるいは3等級が中心でございます。図－3の乳用種になりますと、殆どが2等級ということになっております。これらを総合しまして肉用牛全体で見ますと、図－4ですけれども、最上位の5等級になりますと全体の8.2%程度になっております。

次の8ページは、牛肉の格付の仕組みについて参考として付けているものでございますが、説明は割愛させていただきます。

9ページでございますけれども、このような肉質の改良についてでございます。左の図をまず御覧下さい。肉用牛については、子牛の肥育成績を見ないとその能力が判定できないということで、子牛を取ってその肉質を見る後代検定という仕組みが必要になってくる訳でございます。これは種付けから、後代検定が終わって種雄牛が選抜されるまで約6年を要します。さらに、その種雄牛を使って実際の現場で子牛の評価が出てくるまでには、更に2～3年を要するので、全体としては8～9年に渡る長い期間が必要となります。

右上の図、「育種価の推移」ですが、育種価とは親から子へ伝えられる遺伝的な能力を数値化したものです。グラフの赤い線は脂肪交雑です。青い線が日齢の枝肉重量で、こちらは成長の速度を表しているものです。昭和60年をゼロとして、その後の遺伝的改良量を示している訳ですけれども、脂肪交雑が年々右肩上がりですり上昇しているのに比べますと、成長の速度、日齢枝肉重量は近年まで停滞をしていたという状況でございます。

なお、グラフの下の数値ですけれども、昭和60年から平成15年まで書いているのは種牛が生まれた年、その子が出荷されるのは、その下の平成4年から平成22年ということで、若干数値がずれておりますが、7年の期間において上の数字に対応しておりますので、そのように御覧いただきたいと思っております。

続きまして、10ページでございます。「牛肉に対する消費者のニーズ」について、これは日本食肉消費総合センターというところがアンケート調査を実施しましたので、紹介させていただきたいと思っております。

左上の図ですが、食肉購入時の選定基準です。平成20年の6月と平成20年の12月の調査では、最も購入の基準として重要視されるのは価格です。21年の6月になりますと、価格ももちろん高いのですが、国産か輸入かという数値が非常に高くなっています。これは、21年の4月に新型インフルエンザが発生したことが大きく影響しているのではないかと考えているところです。

右の方は、消費者の牛肉に対する嗜好について示したものです。上の方は柔らかさと脂身の量で

すが、適度な柔らかさがあるものが好まれます。この脂身というのはいわゆる筋間脂肪で、これは脂肪交雑のサシではなく、表面の赤身の周りの脂身ということでございますが、これについては少ない方が好まれるようでございます。

下の方でございますが、これがいわゆるサシでございます。これは、同じ値段だとしたらどれを買いますかという条件のついた質問ですけれども、3～4等級、あるいは5等級という脂肪交雑が入ったものが好まれるような傾向でございます。

11 ページですけれども、肉用牛の生産は必ずしもサシだけに着目しているという訳ではございません。左の方から、サシの少ない赤身肉についてヘルシーな牛肉として商品開発、あるいは宣伝・販売等の取組も行われているところです。

また、中央ですが、消費者への訴求方法として、地域団体商標制度や放牧畜産認証制度など、あるいは飼料や飼養管理が特別なものとしてブランド化を図る、そういった取組もなされています。

右の方ですが、牛肉の評価方法として、サシだけではない美味しさに着目した評価方法の開発も進められております。味、香り、食感あるいは成分といったものについて、新たな評価手法の開発が進められているところです。

右の下段ですが、こうしたことから、従来のサシ重視から、より増体能力や飼料効率に着目した改良も進められようとしています。

12 ページです。最後に「産地銘柄化の状況」について説明させていただきたいと思います。

現在、延べ 281 の銘柄を数えている訳ですが、その半数は黒毛和種です。さらに、その半分については名称に関する商標登録などの取得の取組なども進められております。しかしながら、銘柄を有する産地では、販売量の確保や品質向上、販売店の新規開拓等について課題があると答えておまして、なかなか難しい課題もあるようです。

黒毛和種以外につきましては右の方ですが、日本短角種での取組、宮崎ハーブ牛の取組など、地域資源や品種特性をアピールした産地銘柄が健闘している状況です。

簡単ですが以上です。

○菊地畜産技術室長

次に、「アニマルウェルフェアの考え方に対応した家畜の飼養管理指針について」を説明させていただきます。13 ページです。

家畜へのストレスや疾病を減らすことは、安全・安心な畜産物の生産や家畜の治療費の軽減など、生産性の向上やコスト削減にも寄与します。欧米を中心にアニマルウェルフェアの議論が進められている中で、我が国としましてもアニマルウェルフェアにどのように取り組んでいくのか検討が必要ということで、平成 19 年度から検討会を設けまして、アニマルウェルフェアを「家畜の快適性に配慮した飼養管理」と定義いたしまして、右の下段の方にありますように、日々の家畜の観察や記録、あるいは家畜の丁寧な取扱い、あるいは良質な飼料や新鮮な水の給与、こういったことを内容に盛り込みつつ、各畜種別に飼養管理指針の作成・普及に順次取り組んでいるところです。

14 ページにあるように、20 年度には採卵鶏と豚、21 年度に乳用牛とブロイラー、来年 22 年度に肉用牛と馬を策定する予定です。今後とも、策定されました指針を基に、関係者の方々に家畜の快適性に配慮した飼養管理への御理解を深めていただくという観点から、種々の研修会等を開催いたしまして、理解の醸成に努めているところです。

以上です。

○川島動物衛生課長

続きまして、15 ページのヨーネ病対策につきまして、動物衛生課長から説明させていただきます。

ヨーネ病は、慢性的な下痢を引き起こす伝染病で、感染してから発病するまで数年を要する病気です。有効な治療法がないことから、家畜伝染病予防法の法定伝染病に指定されております。対策といたしまして、感染牛から同じ畜舎の中で同居している牛に感染が広がるということで、家畜伝染病予防法に基づく定期検査を実施しております。少なくとも5年に1度は検査をするという仕組みで対応しております。また、後で説明を申し上げますけれども、最近、摘発数が増えているということで、平成18年の11月にヨーネ病防疫対策要領を策定いたしまして、検査の徹底や自主淘汰、あるいは導入時の陰性証明の確認といった清浄化対策をやっているところです。

右側にその具体的な内容について記載させていただいておりますけれども、先程申し上げたように、すべての乳用牛、種雄牛等を対象に、法に基づいて5年に1度検査をすることになっております。その検査の結果、感染牛が見つかった農場につきましては、その農場にいる6カ月以上のすべての同居牛について、発生確認後最初の1年間は年3回、更にその後2年間は年1回の検査を実施するというので、清浄性を確認して、疑いのあるものにつきましては自主淘汰をするというような取組で清浄化を進めているところでございます。これらに必要な経費等につきましては、伝染病予防費、あるいは家畜生産農場清浄化対策事業で支援をしているところです。

左側に発生状況を簡単に掲載しておりますけれども、18年、19年、約1,000頭ということになっておまして、20年、21年に500頭と減っておりますけれども、これは必ずしも実際に減ったということではございません。19年の10月に、このヨーネ病に感染している疑いのある牛の生乳を回収するという事案があり、なかなか農家さんが検査を受けられないというような状況がございました。そういった事態になりましたものですから、できるだけ迅速に検査をし、影響を緩和する目的で迅速な検査方法、いわゆるスクリーニング検査を導入しました。現在もやっておりますけれども、まだ以前のような検査頭数に戻っているという状況ではございません。引き続きこの検査手法の改良に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○本郷畜産環境・経営安定対策室長

続きまして、地球温暖化への対応について説明いたします。畜産環境・経営安定対策室長です。

16 ページは、「農林水産業・食品製造業における温室効果ガス排出量の状況」です。2007年度の温室効果ガス排出量につきましては、二酸化炭素換算で約13億7,400万トンで、そのうち農林水産業における排出量は約4,000万トン、総排出量に占める割合が約2.9%という状況です。

具体的には、左の円グラフの外側に四角で囲まれたものの合計値でございます。農業で発生するN₂O（一酸化二窒素）が0.8%、CH₄（メタン）が1.1%、更に燃料の燃焼に伴うCO₂（二酸化炭素）の発生が1.0%です。

次に、右の円グラフを御覧下さい。農林水産業における温室効果ガスの排出形態を示しております。①が消化管内発酵、即ち牛のげっぷによるメタンの発生で18%。②が家畜排せつ物由来のメタンの発生で6%。③が家畜排せつ物由来の一酸化二窒素で12%。畜産合計では35.7%となっております。従いまして、日本における温室効果ガス総排出量に占めます畜産由来の割合は2.9%掛ける35.7%で、ちょうど1%となります。

続きまして、17 ページを御覧下さい。「畜産分野における温室効果ガス削減について」を説明申し上げます。国内の温室効果ガス総排出量は二酸化炭素換算で12.6億トン、これは1990年ですが、

2007年には13.7億トンということで、全体では9%の増加となっております。

一方、畜産分野について見ますと、上の四角の囲みの中にある通り、家畜の消化管内発酵、いわゆるげっぷで同期間に7%の削減、2の方の家畜排せつ物管理で16%の削減、畜産分野全体では1990年から2007年までに12%の減となっております。これは、主にこの期間に家畜の飼養頭羽数が減少したことを反映しております、ちょっと悩ましいところでございます。

具体例としまして、中央のグラフの乳牛飼養頭数を御覧下さい。黄色の線で示しております。1990年には205万頭程いたのですが、2010年で150万頭くらいまで減っております。これはすなわち、排せつ物の発生量が減っていることを反映しています。

一方で、家畜の改良も温室効果ガスの発生抑制に貢献しております。例えば乳牛では、1頭当たりの泌乳量が増加しております。同じ量の畜産物を少ない頭数で生産可能ですので、当然メタンや一酸化二窒素の排出が削減されるということです。従いまして、32年度の家畜改良目標につきましても、生産性の向上、産肉性や飼料効率等の向上に努めてまいります。

次に、温室効果ガスの削減に向けた今後の方向性についてですが、これは下の囲みにある通りです。第1に、家畜改良の推進により1頭当たりの生産性を向上させていく。第2に、栄養管理技術の改善によって家畜排せつ物の量を抑制していく。第3に、引き続き家畜排せつ物の管理の適正化を推進していく。こういうことによって、生産性等に配慮しつつ温室効果ガスの発生を抑制していきたいと考えております。

以上です。

○鈴木部会長

ありがとうございました。

続きまして、家畜改良増殖目標の検討状況についても説明をお願いします。

○菊地畜産技術室長

資料4をお願いいたします。家畜改良増殖目標につきましては、家畜改良増殖法に基づき、概ね5年を超えない範囲で審議会の意見をお聴きして定めることになっております。

当畜産部会におきまして、酪肉近基本方針の検討と併せて家畜改良増殖目標の方向性についても御意見をいただくということですが、内容が専門的であるということで畜種別に研究会を開催しております、専門家の方々から御意見を伺っているところです。

今度の家畜改良増殖目標につきましては、第9次の目標になる訳ですがけれども、畜産物の質や量の向上ということに加えて、特色ある家畜による多様な畜産経営の創出や消費者ニーズに対応した畜産物の供給、飼料利用性の改善、こういった課題につきまして、家畜の改良面からも貢献する方向で検討中です。

次のページに検討の経過が記載されておりますけれども、先程申しましたように、畜種別に研究会を開催しております、肉牛、乳牛、豚、鶏につきましては3回、馬、めん山羊につきましては2回という予定でございます。

第1回の研究会を6月から8月にかけて開催いたしまして、第2回につきましては、馬、めん山羊を除きまして10月に開催しております。第3回の研究会を、年明けの1月から3月にかけて開催しているところです。

それから、21年12月の末から22年1月の中旬にかけて、都道府県、畜産関係団体、消費者団体に家畜改良増殖目標に対する意見募集を行って、50件近い意見をいただいたところです。畜種別研究会では、こうした意見も参考にしながら、目標案について検討させていただいていると

ころです。

簡単ですけども以上です。

○鈴木部会長

ありがとうございます。

さらに、続きまして、酪肉近基本方針の見直しに関する国民の皆様からの政策提案についての説明をお願いします。

○山根畜産総合推進室長

本年1月から2月にかけて、22年度畜産物価格及び関連対策について、国民の皆様からの政策提案をの募集いたしました。その際、併せまして酪肉近の見直しにつきましても政策提案を募集させていただいたところでございます。

前回の部会では、価格関連のものをお示しいたしましたが、今回は酪肉近に関するものをお示しております。なお、前回お示した価格に関する政策提案でも、酪肉近に係る部分も含んでいるものにつきましては、極力今回のものにも掲載するという整理にしております。色々バラエティーに富んだ意見がございますが、時間の関係上、詳細な説明は省かせていただきます。以上でございます。

○鈴木部会長

ありがとうございます。

この部会で委員の皆様からいただいた御意見とともに、国民全体の皆様からいただいた御意見も踏まえた上で、検討していくということかと思えます。

5. 意見交換

○鈴木部会長

さて、これで資料の説明は終了しまして、やや時間が押してきておりますが、残された時間で御意見、御質問など御自由に御発言いただきたいと思えます。先程の補足資料の中で、特に乳脂肪3.5%の問題、あるいはサシの問題につきましては、消費者と生産者の双方にメリットがあるのではないかというような視点があったかと思えますが、一方で、デメリットもあるのではないかと、これを整理して議論してみようということで、今回、資料を提出していただきました。既に御発言いただいた内容でも再度御発言いただいて結構ですので、この問題についてはどういう見方をとるべきか、様々な立場から御意見をいただいて、少し整理できればと考えております。特にどの部分からとほしませんので、どの点についてでも結構ですので、どなたからでも御自由に口火を切っていただければと思えますが、いかがでしょうか。

それでは、まず阿部委員、浅野委員の順でお願いします。

○阿部委員

今、鈴木部会長が言われた資料3については、私は前回乳脂率について飼料の面からお話をしましたので、事前に送っていただいた議事録の中を見ていただければ良いと思えますので、この点について話は差し控えます。今日前段でありました企画部会について、お話をさせていただければと思えます。

前段お話があった基本計画の中では、多様な農業とか多様な農業者の育成・確保ということが謳われている訳ですが、酪農について、私が多様性ということについて日頃考えていることを4～5

分お話をさせていただければと思います。

まず1つは、多様性というのは一体何だろうかということです。色々な考え方があると思いますが、まず1つは、経営形態の多様性ではないかと思っています。これからの日本酪農を考えてみた場合に、それは5つぐらいかなと考えています。1つ目は、経営感覚に非常に優れていて、地域のリーダー的な役割を果たす、経営基盤が強固な家族経営。2つ目は、雇用労働力で大規模かつ効率的な牛乳生産をしようとしている、企業的な経営。3つ目は、共通の目標と価値観を有する酪農家同士が結束して、それを基盤に組織される農業生産法人。4つ目は、高位生産は必ずしも目指さず、規模も中小規模で良い、しかし個性的なことをやっていこうという経営。5つ目は、オーガニックとか、より有機的な牛乳生産を目指して消費者目線で生産をしていこうというような経営。この5つに私は分かれていくのではないかと思っています。もう既にそういう方向に分化している訳ですが、そこで私がよく言っているのは、お城の石垣を見てごらんと。大きな石ばかりじゃなく大中小の石がモザイク状にうまく配置されている。配置された石の多様性によって、幾百年という風雪に耐えてきた。1つの国のどの産業も石垣と全く同じなんですよ、と言っています。

どうすれば、日本の酪農も今お話ししたような多様性を堅持しながら、現在の2万3,000戸の酪農家を守ることができるか、それが今回議論される10年先のこの課題だと思っています。そういった意味で、これからは、それぞれの経営形態ごとに抱えている課題をピックアップして整理していくということがまず必要だと思っています。

それから、多様性のもう1つは、私の専門ですが飼料基盤です。輸入トウモロコシと輸入乾草が主体で、日本全体が金太郎あめ的な飼料構造な訳なのですが、そうではなくて、適地適作や飼料の地産地消を目指した個性ある地域的な飼料構造を形成することが重要だと思っています。そういった意味では、平成14～15年から推進されている飼料政策、この前もずっとお話をされております飼料政策を私は支持したいと思っています。それは、飼料稲サイレージやトウモロコシサイレージの作付面積の拡大、集約放牧の支援、コントラクターによる飼料生産のアウトソーシング化、TMRセンターの建設による飼料給与の合理化などですが、こういった方向は、飼料構造の多様性を必然的にもたらすものであって、その結果として、日本の酪農の飼料基盤が非常に強いものになっていくのだと思います。それに加えて、これからは各地で独立的あるいは単品的に推進されている事業、今言いましたように、コントラクター、TMRセンター、飼料稲、トウモロコシサイレージの拡大、食品製造副産物の利用の拡大とか粗飼料の広域流通といったようなものが、地域の飼料生産・流通・利用の一つのシステムとしてセットされて、そのシステムの周辺を、その地域の普及センターや試験研究機関、農業団体といったような人たちがきちっと組織体制を整備しながら酪農家を包み込んでいくという姿、今も少しはある訳ですが、そういう形をより多く作っていくことが必要かと思っています。先程、前段でモデルを構築されるという話がありましたけど、モデルを色々構築されていくのはいかがかというふうに思います。

それから多様性のもう1つというのは、農商工連携で6次産業化を推進することによって、ビジネスチャンスを拡大して多彩なバラエティーに富んだ酪農家を育てていくということがある訳ですが、これについては他のところで多くのことが議論されているので特にはコメントしませんが、今お話をしましたように、多様性というのは非常に多くの視点から展望することができる訳です。必要なことは、その多くの視点から展望できる多様性を複層的に重ね合わせながら、井桁のように組み合わせて地域独自の形を作っていくような多様性を堅持していくというのが、これからの日本酪農の多様性を維持していく、10年後も2万3,000戸をなるべく減らさないという方向になっ

ていくのだと思います。

部会長の御指示に必ずしも沿わないような意見でありましたけれども、お許し下さい。 以上です。

○鈴木部会長

どうも貴重な視点、ありがとうございます。

それでは、浅野委員、お願いします。

○浅野委員

乳業メーカーの立場からお話しさせていただきます。我々乳業の方は、飼料、乳牛から始まり、最終的なお客様に製品を届けるまでのサプライチェーンを受け持っております。その立場から言いますと、1つはチーズの件です。チーズは、先程説明がありましたけど、新しい生乳の生産数量目標を800万トンにしたいという案でございますけれども、減らさないということは、現在の飲用牛乳が年々減っていく中で、チーズに期待を大きくかけるという案になっている訳なのですが、御承知の通り、原料チーズは自由化品目です。ですから、国内のユーザーへの納入価格も国際相場に大きく影響されるところがございます。そういう意味で、酪農家の所得、収入と国際相場とのバランスを常に考えていかないとならない。国際相場に合わせれば酪農家が大変苦しいことになるし、酪農家の乳価を高くして乳業メーカーが、あるいはユーザーが買うかという、買わなくなるということになりますので、その辺の政策を新しい乳価体系にするとか、そういうことを考えていただかないと、チーズに負荷をかけた生乳生産の維持というのは大変だなと思っております。また、酪農家が高付加価値のチーズを作るとしても、私は絶対量としたらあまり大きくないだろうと正直思います。やはり大きな食品加工のユーザーに使っていただく、大きな市場でチーズを伸ばさなきゃいけないと思いますので、その点では、ぜひとも国際相場との関連を常に見ながら乳価をどうしていくかということを検討していただきたいと思っております。

また、乳脂肪につきましては、ここら辺が限度かなと思っております。バランスの良い脂肪率取引、あるいはトータルソリッドといいますか、トータル固形分での取引とか、新しいやり方を考えるときが来るのかなと思っております。そういう意味では、検討課題になって大変ありがたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

いずれにしろ、国際的な自由化、いわゆる乳・乳製品の自由化は今のままの体制でいくのだろうという前提で考えておりますので、そこから先のことを言うのは差し控えさせていただきまして、チーズの件、よろしく願いいたします。

以上です。

○鈴木部会長

これも重要な観点だと思います。

次、富士委員。

○富士委員

最初に2つ程進め方について意見を言った後、個別の意見を述べさせていただきたいと思っております。

進め方は2つあって、1つは、前回2月23日の畜産部会の諮問案に対しては、私の他に飛田委員、堀江委員、萬野委員、八巻委員が留保条件付きで賛成いたしました。起草委員会で意見がまとめられた後、鈴木部会長から、この意見の概要が関連対策として措置されることを前提に諮問案に賛成という整理をしていただいた上で、納得した訳ですので、そういう意味でその後、意見の概要がどういうふうに関連対策として措置されたかということ部会長から報告していただきたいとい

うのが1点目です。

2点目は、今回、酪農・肉用牛の近代化基本方針の見直しの議論をしている訳ですが、今日は今回の基本計画に伴う酪肉近の方針の案は示されていないように思うのですが、その見直し案がいつ示されるのか、また案そのものについての議論はするのかしないのか、その辺についての進め方が2点目です。

あとは個別の意見ですが、1つは生産目標数量で、今、浅野委員からもありましたけど、酪農の800万トンという生産目標数量は、現行の数量からすると横這いとなっております。これが意欲的な目標数量かどうか腑に落ちない部分があるのですが、飲用牛乳は確かに落ち込んでおりますので、その分、そういうことにトレンドでいくということなのですが、飲用牛乳の需要の減少に歯どめをかけるということもやはり必要だろうと思いますし、資料にありますように、チーズ向けの国産生乳を増大していくということが極めて大事だと思います。そういう意味で、この800万トンが意欲的な目標だというようなことをもっと、チーズだとか飲用牛乳だとか用途別に分かりやすく示していただくと良いかなと思います。その上で、チーズの拡大ですが、浅野委員からもありましたように、課題で抜けていたのは、私は乳価の問題だと思います。おっしゃるように乳価は40円、国際相場との関連で言えばそうなります。そうなれば、この部分の数量が拡大すれば、プール乳価全体が引き下がります。そういう意味で、この乳価なり酪農家の所得をどういうふうに確保していくのかという方向性の問題です。それから、チーズ工場は北海道に集中して立地されていて、内地の工場は非常に小規模となっております。従って、特に業務用のチーズ需要を外国産から国産に置き換えていくということであれば、内地の工場をどうしていくのか、増産と工場、販売を一体的に考えて方向性を示すということが大事なのではないかと思います。

2つ目は飼料用米です。70万トンということで大変意欲的な目標数量で、ここはすごく評価しております。耕畜連携を進めていく上で、飼料用米については、収穫は年に1回ですが、使う畜産農家からすれば、毎日、毎週、毎月といいますか、随時であり、流通問題が非常に重要と認識しております。従って、飼料用米が安定して供給できるように政府が買い入れを行って、常時必要なところへ供給していくような飼料用米の政府買い入れということを御検討願えないかというのが2点目です。

3点目は戸別所得補償制度です。畜産・酪農については、時期・内容については今後現行制度の検証も含めて検討ということで、その通りだと思いますけれども、もう少し現行制度との関連、どうしていくのかということをも具体的に整理していってもらえるとありがたいと思います。御承知の通り、子牛の不足払いや加工原料乳の補給金というのは、法律に基づいて不足払的に措置されている所得補償対策です。法律の趣旨、目的、既存の法律をどうするのかも含めて、具体的に今後どうしていくのか考え方をお示しいただければ安心できるのではないかと思います。その際、例えば酪農の場合で言えば指定団体の問題があります。これも法律で措置されたブロックごとの指定生乳生産者団体があります。これは補給金の受け払い、一元集荷多元販売を、それから乳業メーカーとの乳価交渉を酪農家に代わってやっている団体でもあります。そういう意味で、制度が変われば、そういう受け皿となる指定生乳生産者団体の位置付けや役割をどうしていくのかという問題もありますので、その辺のことも整理して方向性を出していただければと思います。

最後、乳脂肪の問題ですけれども、今日の資料にありますように、色々な観点があろうかと思えます。ただ言えるのは、乳脂肪が悪で、悪いのだというのではなくて、乳脂肪と無脂乳固形分のバランス、そういった必要なものを飲用牛乳や乳製品から摂ることが人間の健康、体にとって

重要なのだという、正しい情報をきちんと整理して発信していくということが大事ではないかと思
います。

以上です。

○鈴木部会長

どうもありがとうございました。

では、続いて萬野委員をお願いします。

○萬野委員

肉用牛の関連について、お願いがいくつかあります。まだ最終的に決まっていないという理解な
のですが、肉牛の改良は、肉質重視型から増体能力向上の方針に大きく変わると理解しております。
そういった方向で改良が進むと、当然増体重視型の飼養管理が必要だと思いますので、生産者に対
する技術的サポートを手厚くしていただいて、改良の方向は増体に向かっているのに、生産者は肉
質重視の飼養管理のままでせっかく設定した改良の目的を達成できないということがないようにお
願いしたいと思います。

あと、牛肉の生産の多様化という点から銘柄牛等の案が幾つか出ていましたけれども、その点に
ついてもお願ひがあります。今現在の銘柄牛は、生産地、飼養地がほぼ銘柄牛の名前になっており
ます。これは牛トレーサビリティ法で個体識別管理を担保して、生産地等が確実に間違いないと
いうことで確立していると理解しております。今後、飼料内容とか特別な飼養管理等を謳った銘柄
牛を推進するならば、それなりのルールが必要ではないかと思ひます。例えば極端な話、飼料米ビ
ーフというふうなものを我々生産して、それが例えば出荷前の1カ月だけ飼料米を与えていたら、
それで飼料米牛と謳ってしまうのであれば、また将来的に消費者、国民の不信感を得て、偽装を疑
われるような事件が起こる可能性も考えられるので、その辺りのルール化をお願いしたいと思ひま
す。

あと、GAP、HACCP、またアニマルウェルフェアの案も出ておりました。他の畜種につい
ては、欧米、EUとそんなに飼養管理のシステムが違わないと思うのですが、日本の肉牛の管理は、
欧米、EUとはかなり違ったシステムで飼養管理していますので、日本独自のルールを作る必要が
あると思ひます。その辺は、早い時点で案や必要項目を明示していただいて、我々生産者が必要性
を理解したり、生産システムを変更する時間をいただきたいと思ひておりました。また、設備投資等
で、なかなか実現に時間がかかることも考えられますので、早い時点で明確なルールプランを出し
ていただきたいと思ひておりました。

以上です。

○鈴木部会長

ありがとうございます。

では、お二人、順番にどうぞ、八巻委員から向井委員。

○八巻委員

酪肉近基本方針ではなくて、示されているのが食料・農業・農村基本計画の方ですから、そちら
の方でちょっとお話をさせていただきたいと思ひます。2点あります。

1点目は国境措置についてです。基本計画の組み立てに当たって、現行の国境措置を前提として
いると考えておりますけれども、副大臣がおいでになっておりますので改めて申し上げたいと思ひ
ます。WTO農業交渉に当たりましては、これまでの基本方針を堅持するということと、バランス
のとれた関税割り当て制度とすることで、適切な国境措置を確保していただきたい。また、EPA

交渉に当たっては関税撤廃の例外品目を設定するなど、適切に対応していただきたい。そのように強く要望したいと思います。

もう1点は目標数値でございます。先程も御意見がございました生乳生産についてですが、これまで、前回928万トンという極めて意欲的な数値から、今回は800万トンという、手を伸ばせばすぐ届きそうな数値になっております。これまでの目標数値の設定に当たりましては、生産や需給の動向を踏まえながら、一方で生産者の生産意欲を向上させるような形で設定されていたのではないのかなと考えておりますけれども、そういった意味では今回の数値は、多くの酪農家の皆さんの理解を得られる数字なのかなとちょっと心配しております。よって、酪肉近基本方針もそうなのでしようけれども、この食料・農業・農村基本計画の説明に当たっては、都道府県の関係者や生産者など多くの関係者に対して丁寧に説明いただくようお願い申し上げます。

以上です。

○鈴木部会長

ありがとうございます。

向井委員、お願いします。

○向井委員

今回の基本計画の中で、フードチェーン、食の多様性、生産者の多様性という言葉があって、先程から特に肉牛の脂肪交雑（サシ）についての御意見がたくさんあります。フードチェーンの中では、枝肉市場での価値観というのが、非常に大きく生産形態や育種改良の方向性を決めております。市場の中では脂肪交雑と価格とが殆どパラレルという状況の中で、それが様々な肥育形態や子牛市場、繁殖経営のありようなど、すべてにフィードバックされている。ところが、この資料の11ページにもありますが、言葉として図らずも「従来のサシ中心の格付に加え」と、この「加え」以下なのですよね。格付というのは日本食肉格付協会の資格のある方がやっていらっしゃるのですが、その中でいかに多様な格付や評価を行っていただくかということが喫緊の課題と思っています。といいますのは、格付は、一見様々な観点から決められているように見えますが、脂肪交雑が大宗を占めている。では、美味しさそのものはどう評価されているのか。あるいは10ページに挙がっているように、消費者の方たちは肉の色や肉汁の有無などに注目していますが、それらは格付の中で評価されていないのではないかという気がします。まず、そこら辺を、11ページに書かれてあるようなことを最初の出口のところ、消費者の入り口のところうまく加えていただくよう努力していただきたいと思います。

もう1点は、今回の資料にも付けていただいているのですけれども、私どもは黒毛和種の産肉能力検定や現場後代検定を経て種雄牛を造成するという事業も行っておりますが、ここにもありますように、この種雄牛の造成には10年かかります。このことは10年後の改良目標に見合う固有能力を持った、将来の種雄牛を作るためには、今から始めて10年かかるということを意味しています。従って、今回の改良、増殖目標が提示されてから、それに沿った計画交配等をして、それが生産に反映されるのは10年後ということになります。ですから、どういう方向性を示されるのかというベクトルを早く示していただくよう、お願いしたいと思います。

それから、この黒毛和種の場合、いわゆるブリーダーは、一般の繁殖農家の方たちも多くの役割を担っております。しかし、これにもあるように育種には8～9年という時間がかかるので、今後、担い手が育種に取り組む場合には、それだけの長いスパンを考えた経営の援助が必要になります。ところが、今も非常に手厚い様々な事業を組んでいただいているのですが、生産物が上がる前にそ

の償還期限が近づいてくるというような声もよく聞きます。そこら辺の手厚い——参入したのは良いけれど、生産物ができる前に償還期限が来る、というようなことがないように、援助の額だけではなくて期間についても少しお考えいただきたいなと思います。

以上です。

○鈴木部会長

ありがとうございます。

それでは、たくさんの委員に手を挙げていただいていたので、大藪委員から順に御意見をいただいて、皆さんに御意見いただいた後で、まとめて副大臣からのコメント等をいただく形にします。どうぞ、お願いします。

○大藪委員

それでは、酪農家の6次産業化に対する意見を言わせていただきます。

個別モデルの一覧表の中に、「酪農家によるチーズ加工の取組」が出ているのですが、酪農家にとりましては乳等省令というのが一番のネックになっておりまして、どこでも簡単に始められるものではありません。農家の現場に立ったところからもう一度考えて、取り組みやすい方法を考えていただきたいと思います。

その観点でもう1つ。チーズ加工設備等の支援についてですが、畜環リースと同じような形のリース事業みたいな形で取り組んでいただいた方が良いのではないかと、融資だけではなかなかできないのではないかと考えております。半額補助プラス、リースという形ができれば一番取り組みやすいのではないかと考えております。

もう1つ、戸別所得補償の酪農家バージョンにつきましては、各地域における生産現場の意見等を十分に聞き取りした上で慎重に対応していただきたいと思います。自給粗飼料を一生懸命作って、コストを下げながら生産している酪農家もありますし、別の方法でやっている酪農家もあります。様々な形態がありますので、戸別所得補償の酪農家バージョンというのは慎重に考えて取り組んでほしいと思います。

それから、今ホールクロップサイレージがすごく普及していて、特に今年は稲作農家の方たちが猫も杓子も作り始めたため、稲作農家の方たちからどうにかしてほしいと逆に言われるぐらいになってきています。でも、酪農家にとっては質や質の管理が大切なのです。それなのに、稲作農家の方たちは、酪農家は誰でも機械を持っているのだと思っていて、刈り取りから何からお願いされてしまいます。酪農家は確かに良い飼料だったらやれるのですが、酪農家が使えないような飼料——雑草が入っていたり、どんなものか分からないようなものを収穫して、耕種農家に8万円の補助がいくというのは、ちょっと私は疑問に思っているのです。それであるならば、畜産農家に関しても何らかの形で対応していただかなければいけないのではないかとと思います。

それから乳脂率に関しましては、酪農家の方から、乳脂率を下げることは酪農家の乳価に関して首根っこを押さえることだ、とよく言われます。確かに酪農家というのは、良質の輸入粗飼料によって乳脂肪分を維持しております。これから、国内の自給率100%の粗飼料に換えようということで、確かにコストの面では下がりますから、乳価が下がっても良いのではないかとか言われるかもしれませんが、ところが、それが一番困ったところで、この乳脂率引き下げが、メーカーと酪農家の間の乳価交渉における重要な要素となる恐れがありますので、そこら辺をよく考えた上で乳脂率の決定を行っていただきたいと思います。

以上3点をお願いいたします。

○鈴木部会長

ありがとうございます。

それでは、上安平委員。

○上安平委員

食料・農業・農村基本計画の変更の説明を伺っていて思ったのですが、これはこれまでの農業に対して随分基本的な考え方を変更されたのではないかと思います。今まで農業というのは、規模拡大など、効率化を目指した、大きいことは良いことだ、あるいはビジネスとしての農業が奨励されてきました。今回の基本計画は、これまでとは大きく発想を変えて、小さくても良い、創意工夫を凝らしてやっていこう、そのかわり、農業というのは国家戦略の一つなのだから、国が面倒を見てあげるから安心してやって下さいという考え方だと思うのです。

そういう考え方の大きな転換ではないかと思うのですけれども、そうだとしたら、それをあらゆる手段を通じて国民の共通理解としていかななくてはいけないのではないかなという気がいたします。それが十分に行われないと、非常に創意工夫に富んでいる一部の人は良いのですが、それ以外の普通に農業をしている人たちが救われず、あるいは普通に暮らしている消費者が、この変更は何なのだと混乱してしまう気がするのです。そういう構造的な変更点について国民に説明していく義務があるのではないかと思います。特に選挙権を持つ世代は、ある意味では新しい基本計画を選択したと言えるかもしれません。実際に農業に携わっていらっしゃる方や実際に生活をしている方たちは、いろいろな政策に心もお金も時間も投入してくださると思うのですが、これからの日本を支える若い世代——余り政治や政策に目を向ける余地のない若い世代、一人の人間として成長しこれから学んでいく子供の世代に対して、こういう構造の転換についてははっきりと説明していくことがとても大事になっていくのではないかと思います。教育や農業や次世代の育成というのは即効性はありませんが、目に見えないからといって、忘れてほしくないと思って申し上げました。特にこれは農業だけの問題ではなくて、はっきり言えば、農林水産省も文部科学省などと手を取り合って、日本の農業をきちんと国民に理解してもらう必要があると思います。

以上です。

○鈴木部会長

どうも御指摘ありがとうございます。

近藤委員どうぞ。

○近藤委員

今日、神田さんがいらっしゃらないのであれなのですけれども、乳脂肪の問題、サシの問題については、技術的に説明をいただきまして、技術的なことや実際の農業の方々の御努力ということが大変よく分かりました。ありがとうございます。

今日申し上げたいのは、上安平さんの意見にかなり近いのですけれども、様々な消費者ニーズの現場の立場から申し上げますと、消費者ニーズを正しく把握するためには、そのニーズを発信している消費者に正しい情報を伝えていかないと、間違った消費者ニーズを捉えてしまう危険性があると思います。ですから正しいニーズの把握には、消費者が勘違いしたり、一過性のニーズや単なる好き嫌いやバイアスのかかった声を上げないような、正確でフェアな——このフェアというのが非常に重要だと思うのですけれども、フェアな情報提供をし続けていただくことが極めて重要だと思います。

この基本計画（案）の35～36ページにも書いてありますけれども、食と農の結びつき、つまり

幾ら一生懸命良いものを作っていただいても、安心・安全はもちろんのことですが、それを美味しいと、消費者が、明日も明後日も食べたいと思えるかどうかということ、つまり出口をきちんと把握することが重要だと思います。従って、この「食と農の結び付きに関する情報発信の強化と既存施策の重点化」中に書かれております関係者間のネットワークの強化、連携軸を図るところは非常に重要な問題だと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

そういう点では、新しいマーケットを切り開くという意味から、飼料用米とか特に国産のチーズの活性化の取組については、ぜひ成功事例として今後の事業に生かしていくことを期待したいと思ひます。

以上です。

○鈴木部会長

ありがとうございます。

では、武見委員。

○武見委員

先程の副大臣のお言葉には、10年後の畜産をという言葉がありました。正に、10年後の健康と暮らしを支えるのは私たち栄養学の立場だと思うのですが、そういう視点からお話ししたいことが2点あります。1つは消費者教育についてです。先程、お二人の委員から消費者教育が大事というお話がありました。7ページ、8ページの「安心を実感できる食生活の実現に向けた政策の確立」のところで消費者教育のようなことに触れられていますが、実際にどう教育していくかという部分が少ない印象を受けました。当然消費者に対して食料自給率の重要性、あるいはそれを支える――畜産も含めた農業の重要性ということをきちっと伝えていくことが必要ですし、食料自給率の重要性が分かった上で、8ページに「直接的な効果のある施策の優先度を高め」と書いてあるのですが、「直接的な効果」というのは、即効性とは違うと思うんです。「直接的な効果」というのは、消費者教育の特に食行動、食べ方の変化のように、かなり持続的にやっていかないと出てこないような効果のことだと思います。そういう意味で、ここでおっしゃっている「直接的な効果のある施策の優先度」という辺りの考え方について、意味を取り違えないで、消費者に適切な新しい情報をきちっと継続的に伝えることを進めていただきたいという要望が1点です。

もう1つは、今日の資料3の中にも出てきていて、例えば今、乳脂肪のことが出てきましたけど、多くの成分がすべて人間には必要であって、それを一つが悪い、例えば乳脂肪が悪のようなことは全然ない訳です。私が今日全体の議論を通じて思うことは、ある部分の情報を当然それぞれの立場で出していく、あるいは行政もその立場で出していくと思うのですが、全体がどうなのかということです。例えば乳製品などについて言えば、まだまだ日本国民全体に、牛乳も含めて乳製品の摂取量が足りない訳です。そのことはカルシウム摂取の面からいっても、健康問題など、色々な問題とも絡んでいる。そういう中で適量食べてないのに乳脂肪だけを悪にする必要はない訳です。そういう部分的に偏った情報が出れば出る程混乱すると思ひますので、そうしたことをきちっと的確に伝えていく必要があると思ひます。

そういう意味で、栄養学的にどのぐらいの栄養素をどう摂ったら良いかということに基づいて5年前に何をどれだけ食べたら良いかという視点で食事バランスガイドを作りました。あの中でも、もしかすると畜産の立場から言うと、もっと肉のところが多くて良いのではないかとか、乳が多くて良いのではないかとか色々御意見もいただいていますけれども、ある意味では、ああいう形で食べることで、少なくとも今の状況から考えれば、計算上、食料自給率は今よりはかなり上がるとい

うことは、試算上は十分分かっている。でも、それが伝わっていかない。伝わっていかないというよりも、そういうことが変わっていくには時間がかかるということだと思いますので、そういうことも含めて——前段の話に戻りますけれども、やはり継続的な消費者教育、しかも全体的な偏らない情報を伝えていく消費者教育にもう一度力点を置いていただきたいなと思っております。

以上です。

○鈴木部会長

ご指摘ありがとうございます。

では、福田委員、堀江委員、順番でお願いします。

○福田委員

それでは、酪農・肉用牛の中長期的なあり方というところから私の考えを述べさせていただきます。

今回のこの基本計画にも出ているのですが、国内の資源を最大限利活用して安全な農産物を供給していく、その結果、食料自給率の向上に繋げるという命題がまえがきにもきちんと書き込まれている訳ですが、こういう方向は恐らく畜産が一番担っていかないといけないポイントだろうと思っています。迂回度の非常に高い畜産が、国内資源をきちんと利活用して生産を行っていく。その生産プロセスから、国民にきちんと情報公開するという方向を一番ベースに持たないといけないと思っています。それがあって初めて消費者ニーズということとも合致するところがありましょうし、それを踏まえた6次産業化という方向が出てくるのだらうと思います。ですから、国内資源をフルに活用する、そういった基盤に立脚した畜産構造を確立すること、そこと整合性がとれた施策なり制度というのがあるべきだろうと思います。今日も話に出ました乳脂肪分の問題だとか、あるいは牛肉のサシの問題、規格の問題もそうです。アニマルウェルフェアの問題もそうだと思いますが、そのベースの根っここのところと整合した、あるいはそういう方向に生産者が仕向けられるような施策制度が採られるべきであると考えております。

その中で今回の——これは今回と言わず、今後大きな目玉になると思うのが、水田の利活用において、WCSあるいは飼料用米等含めて畜産の果たす役割は相当大きくなっていくのだらうと思っています。あるいは、今後の畜産の存立に非常に大きく関わってくる重要なポイントだらうと思いますが、今回の水田利活用自給率向上対策を見ても、相当手厚い助成金が付いている。そうしますと、正にかなり多様な畜産サイド以外の生産者が、飼料作りといえましょうか飼料用米やWCSの生産に関わってくるということです。そういう意味で、多様な生産者の中できちんとコストも意識した効率的な飼料生産を行える主体どうを描くのかということが非常に大事になってこようかと思っています。

今後の飼料生産のあり方というのは、必ずしも畜産経営だけが生産する絵ではないと思います。もちろんコントラクターも部分的に関わる訳ですが、耕種農家も関わってくるような地域での自給飼料生産、そういうシステムが作られないといけない訳で、そういう絵といえましょうかモデルを描かないと、国内資源に立脚した畜産構造を展望できないのではないかと思います。そのところは非常に重要なポイントになると思います。

同時に、そういう国内産の自給飼料の取引をめぐる問題というのが、恐らく今から物流・商流も含めてですが、非常に重要になってくると思いますので、このところは一つの大きなポイントになるのではないかと考えております。

以上です。

○鈴木部会長

どうもありがとうございます。

では、堀江委員、お願いします。

○堀江委員

私、養豚をしています堀江と申します。今、色々議論されてまいりましたけれども、養豚についてここに一つも触れられていないというのは非常に残念です。豚肉も指定食肉であるし、豚肉の加工品、あるいは今テーブルミートでは利用されているのが一番多い訳でございますので、もうちょっとこの中でも論議していただきたいと思っています。豚肉についても、今、多少サシが入っているのが柔らかくて美味しいよとか、色々その中で、品種改良みたいなことも先日の畜種別研究会の中でも論議になりました。格付の問題あるいはと場の問題、色々な問題を抱えている訳でございますので、そういう点もぜひこういう中で議論していただきたいと思います。

それと、これはお礼でございますけれども、新規に養豚農家のために養豚経営安定対策事業という新しいセーフティーネットを構築していただいたことについては、非常に私たちはありがたく思っております。しかし、もう3日経つと4月です。新年度が始まりますが、これをどのような形で運用していただけるのか、そういう点を早速に出してもらわないと、私ども、今、豚価が大変低迷しております、みんな苦勞しております。3月までは特別対策事業を措置していただいておりますが、4月以降は、新しい事業の仕組みが四半期ごとでございますので、その点についても、どうやってお金をかけて、また、もし豚価が低迷したときにそのようなセーフティーネットを働かせていただけるのかという問題で、生産者の中に非常に不安な面がございます。

それと、今、皆さんのお話がありましたように、養豚が自給率向上の中で飼料用米、あるいは畑作で出ます野菜残渣、そういう面では自給飼料については非常に貢献できるのではないかと思っております。既に私どもの組織では、市場出荷できないサツマイモを乾燥して飼料に混合するとか、あるいは飼料用米についても取組を始めておりますが、先程から出ていますように、流通、保管という面が一番その中でネックになっております。これから飼料自給率を上げていく中では、そういう点についても考えていただかなければ、大きい養豚場でしたらサイロを持つとかということも考えられると思いますが、私どもではとても、家族労働の養豚場はまだ多い訳でございますので、こういうことに取り組んでおる農場もありますので、ぜひともこの辺りを施策の中で生かしていただきたいと思っております。

それから、今、6次産業化の部分についてもお話いただきましたけれども、これは大変なことです。私も10年ぐらい前からハム・ソーの加工をして販売を始めておりますが、農家にとっては販売ということが非常に難しい。加工についてもすごく色々な規制が——食品ですから、食べ物ですからあって当然なのですけれども、農家で農場をやりながら加工していくというのも非常に大変なことでありまして、その中で、農商工連携のような形で6次産業化をやっていただくのも良いのですけれども、どちらかというとはり売の方、商業化の方に、商品を購入する方に主導権を取られてしまって、生産者は何のために製造しているのだというような状況になってしまいますので、最終的に農家の実になるような形でこの施策を生かしていただければと思っております。

あと、安心・安全という面で、この点も言われている訳でございますが、トレーサビリティシステム、私も何回もこの点ではお話ししておりますけれども、今、私たちのグループで大体7万頭の肉豚を出荷するために、消費者の方々が携帯電話で検索するトレーサビリティシステムに取り組んでいますが、年間750万円の運用費用がかかります。これは今、生産者と賛同してくれる企業

が出している訳です。ですから、これをすぐに推進しようというならば、やはりと場あるいは流通サイドもこのシステムを動かすための設備も必要ですので、そういう点につきましても十分施策の中で生かしていかないと、これが全部生産者負担ということは考えられないと私は思っております。

ちょっと参考ですけれども、豚を1頭小売店に並べるときには、皆さん、何パックになると思います。大体200パックあるんですよ。それに全部そのシステムのバーコードを貼り付けなきゃいけない訳ですね。そうすると、結局大手スーパーさんなどでは、その貼る手間、人件費が大変だということで、その人件費もおたくの方で見てよとか、流通経路で見てよという話になりますので、その点も法律で決めるなり何かしていただかないと、これからは養豚などについては大変だなと思っておりますので、そういうことを含めまして、畜酪の議論の中で養豚についても皆さんの議論をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○鈴木部会長

ありがとうございます。

済みません、予定の時間を過ぎておりますが、林委員からもコメントをいただいた後で、副大臣から御発言をいただきたいと思います。よろしく願いします。

○林委員

もう12時過ぎておりますが、臨時委員の皆様が御発言なさいましたので、私も発言させていただきます。

冒頭に鈴木部会長が言われましたように、この基本計画は大変力強い素晴らしい計画だと私は思っています。15ページにありますように、供給熱量ベースで50%を目標にし、また、生産額ベースで70%を目標にしている。私は、金額ベースでは75%が欲しいと思っておりましたが、現在、日本で自給率を高めるためには、飼料用米のような、つまりあまりお金にならないものをたくさん作っていただく必要があるということを考えると、金額ベース70%というのはぎりぎりのところだろうなと思います。

ただ、先程からも色々お話がありますが、農業者の収入を増やすためには6次産業化というのが望まれる訳でございますけれども、畜産分野は、他の分野に比べて特に容易でないと思います。これは先程から皆さんおっしゃっている通りのことに加えて、畜産自体が全体として大変工業化されている中で、農業者が2次産業、3次産業、特に3次産業の方まで含めて出ていくというのは大変なことだろうなと。これについては、この基本計画が定まりましたら、ぜひとも生産局においては、どうやって6次産業化が畜産の分野で可能なのかということをお考えいただきたいと思います。

以上です。

○鈴木部会長

どうもありがとうございます。

それぞれのお立場から大変貴重な御意見をいただきました。

それでは、時間は過ぎておりますけれども、まず、副大臣から御発言をいただければと思います。

○山田副大臣

それぞれに大変貴重な御意見を聞かせていただきまして、ありがとうございます。私ども政権交代をして、新しく農業を再整理したいという意欲は十分ある訳ですが、その中で大きく政策転換するに当たって3つの柱を考えておりました。

1つは、今、欧米各国でやっているアメリカの不足払いとか、ヨーロッパのデカップリング制度、そういった戸別所得補償制度の導入、これが一つの大きな柱です。その次が食の安全。先程トレー

サビリティーの話もしておりますが、私どもGAP、HACCP、今、牛肉でトレーサビリティーをやっていますが、できればほとんどの食品において、原料原産国の表示及びトレーサビリティーをヨーロッパ並に、基礎的なトレーサビリティーから始めたい。色々な食の安全に向けての政策が2つ目の柱でございます。3つ目の柱がいわゆる6次産業化、これが多様な農業形態に繋がっていくと思うのです。規模拡大とか、いわゆるスーパーカウといった資質の高い牛を育てていくというのではなくて、家族形態であっても小さな農業形態であっても、もう一回それを近隣の人たちに、低温殺菌で例えば学校給食に提供できるとか、あるいは老人ホームに届けることができるとか、もう一回昔の宅配みたいな美味しい牛乳を、いわゆる消費者の嗜好に合った美味しい牛乳、そういった多様な消費者のニーズを基にしたような6次産業化。私どもはそれについて、今年予算でも思い切った無担保無保証の融資制度として750億円を措置した訳ですが、そういった形で戸別所得補償、食の安全、それから6次産業化、この3つが大きな柱です。そして畜産の場合は、飼料自給率の向上という意味で、水田の活用で飼料用米の生産、WCS、それも含めて思い切った政策を今回採らせていただいております。これがどこまで定着してやっていけるか、私どもまだ政権交代して半年過ぎたくらいでございまして、これからでございますが、そういう意味でしっかりと畜産の地域資源の活用、自給率の向上、これに思い切って力を入れていきたいと思っております。

また一方、色々な御批判もあるかと思っております。例えば酪農も、今度の基本計画で乳量目標を800万トンにしていると。実際、去年は795万トン。5年前の基本計画では928万トンでしたか、非常に高い目標を立てておった。しかし、現実的な数値、牛乳の消費の傾向を見ていきますと、生乳で800万トンを維持することすら大変ではないかと思っております、これについてまさにチーズといった新しいものに代替していく。それについては浅野委員から、国際価格についてもというお話がございました。私ども色々なことを考えながら——確かに意欲的とは言えない数字ではありますが、しっかりと現実に根差した酪農の新しいあり方を、今、農水省の中でもみんなで議論しながらやっております。

一方、与党の方でも非常に活発に議論をやっていただいております、今日、畜産部会の皆さん方からも色々な御意見を聞きながら、最終的にまとめさせていただければと思っております。

以上、本当にこうして何回も皆様方にお集まりいただいて一生懸命やって下さっていることに心から感謝いたしまして、今日は時間も過ぎてしまいましたが、大変ありがとうございました。

○鈴木部会長

副大臣、ありがとうございます。

それでは、その他の御指摘のあった点で、留保条件がちゃんと確保されたのかという点について、私の方からということでございました。参考資料5で関連対策をまとめていただいておりますけれども、御案内の通り、酪農については限度数量が10万トン減りましたが、先程来議論にありますように、バター、脱脂粉乳の需要が不十分であれば、需要のあるチーズ、生クリーム向けにしっかりとした補てんをすることで、メーカーさんには買いやすく、生産者の皆さんにはプール乳価が可能な限り下がらないようにということで補てんの上乗せという形で、今後は、生産をできるだけ抑制せずに需要のあるものに補てんをしっかりとすることで出口の部分を確認していこうという意味で、それが完全にプール乳価が下がらないかどうかという点については、まだ不透明な部分がありますが、最大限努力はしていただいたのではないかと。

それから、肉用牛についてのマルキンの一本化と子牛の支援水準についても、具体的に40万円という水準を御要望いただいていたと思いますが、これは38万円ということで若干低くなりまし

たが、ほぼ満たされましたし、養豚の方の制度も要望のあったような形になり、支援水準 450 円は少なくともという話が 460 円で措置され、相当しっかりとした措置が行われたということで、この点については、私としましても留保条件を満たしていただいたと考えておりますので、御理解いただければと思います。

その他の点について、事務局の方からございましたら、簡潔に。

○原田畜産企画課長

今後の畜産部会での御議論のスケジュールですけれども、今日、従来の宿題も含めた意見の交換をさせていただきました。明日、基本計画の閣議了解がございますので、それを踏まえて、次回は、皆さんの今までの御意見を踏まえたまとめに少しずつ入っていきたいなと思っております。いつまでということは今考えてないのですが、5月末ぐらいまでにできれば、早急に方針を示すべきだという御指摘と十分な御議論、これは党の方の御議論もございますので、その2つを考えますと、そのぐらいのスケジュール感で今考えております。

以上です。

6. 閉 会

○鈴木部会長

ありがとうございます。

今後についてはそういうことで、今日御指摘いただいたコメントで十分に御回答いただけなかった分は、次に引き継いでいただいて、また事務局の方からも必要な資料があれば御提示いただくということで。今日は時間も私の不手際で過ぎてしまいましたので、この辺りで終了させていただきますが、事務局の方から連絡事項がありましたらお願いいたします。

○原田畜産企画課長

次回の会合につきましては、また個別に調整をとらせていただいて連絡をさせていただきます。よろしく申し上げます。

○鈴木部会長

それでは、本日も貴重な御意見をありがとうございました。これで閉会といたします。